

# 「広島県青少年健全育成条例」改正素案について

## 1 要旨・目的

青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図るため、広島県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の一部を改正することとし、地検等の関係機関との協議も踏まえ、改正素案をとりまとめた。

## 2 現状・背景

- インターネット利用の低年齢化等を背景に、SNS を通じて知り合った相手と会って被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の被害が発生している状況にあることや、昨年、性犯罪に関する刑法改正が行われたこと等を踏まえ、条例改正による対応について、広島県青少年健全育成審議会等の有識者の意見を聴くほか、県警察との調整を行うなど検討を進めてきた。
- 改正検討事項のうち、改正刑法で新設された 16 歳未満への面会要求罪と同じ行為を対象に、条例で 18 歳未満を保護対象として規制することについては、検察庁との事前協議において、法制上の疑義が示されたため、青少年に対する淫行・わいせつ行為の勧誘等を規制することに見直し、その内容で地検との協議が整ったことから、改正素案をとりまとめた。

## 3 概要

### (1) 改正素案の内容

次の項目について、別紙の内容により、規定を新設する。

#### ア 青少年の性被害防止対策の強化

(ア) 淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制（18 歳未満の青少年に対し、淫行・わいせつ行為を行うよう勧誘、又は強要することを禁止）

(イ) 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

#### イ 青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直し

ウ 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

### (2) スケジュール

令和 6 年 7 月 1 日～31 日 パブリックコメントの実施（改正素案により県民意見募集）

令和 6 年 9 月 広島県議会 9 月定例会へ議案提出（予定）

## 「広島県青少年健全育成条例」改正素案の概要

## 1 青少年の性被害防止対策の強化

## (1) 淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制

|      |   |  |
|------|---|--|
| 改正内容 | 規制  | 青少年（18歳未満）に対して淫行・わいせつ行為（条例第39条）を行うよう勧誘、又は強要することを禁止する規定を新設する。 |
|      | 罰則  | 規定に違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金                                     |
| 理由   | SNS起因等による性被害が高校生等を含む若年者に多発している現状に対し、刑法において16歳未満に対する面会要求罪が設けられたこと等を踏まえ、18歳未満の青少年を保護するため、淫行やわいせつ行為の勧誘等を規制することにより、淫行等の未然防止を図る。 |  |

## (2) 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

|      |  |   |
|------|--|---|
| 改正内容 | 規制   | 青少年（18歳未満）に対する性的な画像等（児童ポルノ禁止法の児童ポルノ及び電磁的記録）の提供要求行為を禁止する規定を新設する。 |
|      | 罰則   | 規定に違反：30万円以下の罰金   |
| 理由   | 自画撮り送信等による被害が高校生等を含む若年者に多発している現状に対し、刑法において16歳未満に対する映像送信要求罪が設けられ、また、児童ポルノ禁止法において児童ポルノの製造は処罰されるものの、提供要求行為の禁止規定はないことを踏まえ、18歳未満の青少年を保護するため、本規定を新設し、被害の未然防止を図る。 |   |

## 2 青少年（18歳未満）への罰則適用の見直し

|      |   |
|------|---|
| 改正内容 | 条例の罰則を青少年（18歳未満）に対しては適用しない旨の規定を新設する。  |
| 理由   | 本条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであり、違反行為をした青少年を罰することは条例の本旨ではないため、社会情勢を踏まえて見直す。 |

## 3 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

|      |   |  |
|------|---|--|
| 現行   | インターネット利用に係る保護者や事業者等の努力義務を規定  |  |
| 改正内容 | 規制  | 青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する規定を新設する。<br>① 保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合、規則で定める理由を記載した書面提出の義務化<br>② 事業者に対し、説明書の交付義務化、提出された書面の保存義務化<br>③ ②に違反した事業者への勧告、勧告に従わない場合の公表 |
|      | 罰則  | なし   |
| 理由   | 青少年インターネット環境整備法では、事業者に対して、携帯電話端末等の使用者が青少年の場合は、保護者が利用しない旨を申し出た場合を除き、フィルタリング利用を条件とした通信サービス提供を義務付けているが、申出等に関する具体的な手続規定はないため、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合における理由を記載した書面提出を義務化すること等により周知・徹底し、フィルタリングの利用促進を図る。 |  |

## 4 施行時期

1及び3については、公布から施行までに3か月程度の周知期間を設ける。

広島県青少年健全育成条例改正素案 新旧対照表（関係部分のみ）

| 改正案  | 現行   |
|--|------|
| <p><u>（淫（いん）行等の勧誘等の禁止）</u><br/> <u>第三十九条の二 何人も、青少年に対し、淫（いん）行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。</u></p>  | (新設) |
| <p><u>（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）</u><br/> <u>第三十九条の三 何人も、正当な理由なく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。</u></p>   | (新設) |
| <p><u>（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）</u><br/> <u>第四十二条の三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「法」という。）第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を交付しなければならない。</u><br/> <u>2 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話イン</u></p> | (新設) |

| 改正案   | 現行 |
|---|----|
| <p><u>ターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したときは、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。</u></p> <p>4 <u>保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)</u>を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>5 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等(法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。)</u>を販売したときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の規定による書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。</p> <p>6 <u>知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第一項、第三項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u></p> <p>7 <u>知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わなかつたときは、勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項を公表することができる。</u></p> <p>8 <u>知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に</u></p> |    |

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| 対し、意見を述べる機会を与えなければならない。  |  |
| (立入調査等)<br>第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所、 <u>携帯電話インターネット接続</u> <u>役務提供事業者等の営業の場所</u> その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。  | (立入調査等)<br>第四十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。   |
| (罰則)<br>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。<br>一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者<br>二 第三十九条第一項の規定に違反した者<br><br>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。<br><br>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。<br>一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項、第三十八条の五又は <u>第三十九条の三</u> の規定に違反した者<br>二 第三十八条の七第三項の規定による命令に従わない者 | (罰則)<br>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。<br>一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者<br>二 第三十九条第一項の規定に違反した者<br><br>3 第三十八条の三第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。<br><br>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。<br>一 第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十八条の四第一項又は第三十八条の五の規定に違反した者<br>二 第三十八条の七第三項の規定による命令に従わない者 |
| (適用の除外)<br>第五十条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、 <u>青少年に対しては適用しない。</u>   | (新設)   |

【参考規定】

| 改正案 (変更なし)   | 現行   |
|--|--|
| (淫(いん)行及びわいせつ行為の禁止)<br>第三十九条 何人も、青少年に対し、淫(いん)行又はわいせつ行為をしてはならない。<br>2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。 | (淫(いん)行及びわいせつ行為の禁止)<br>第三十九条 何人も、青少年に対し、淫(いん)行又はわいせつ行為をしてはならない。<br>2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。 |

## 【参考1】令和5年改正刑法（性犯罪関係）の概要

### 1 不同意性交等罪、不同意わいせつ罪（強制性交等罪、強制わいせつ罪の要件改正）

#### ■ 罪名変更

【改正前】  
強制わいせつ罪/準強制わいせつ罪  
強制性交等罪/準強制性交等罪



【改正後】  
不同意わいせつ罪  
不同意性交等罪

#### ■ 構成要件

【改正前】  
暴行又は脅迫を用いて



【改正後】  
被害者が同意しない意思表示することが難しい場合として、8つの行為を列挙 ※

※ 暴行・脅迫、心身の障害、アルコール・薬物の摂取、意識が不明瞭、拒絶するいとまを与えない、恐怖・驚愕、虐待、経済的・社会的地位の利用

【改正後】  
又は、わいせつな行為ではないと誤信させること（又は、相手の誤信に乗じること）による

### 2 性交同意年齢の引き上げ（13歳⇒16歳）

16歳未満との行為は処罰（13～15歳は5歳以上年長者が処罰対象）

### 3 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

① わいせつ目的で、16歳未満に対し、威迫、偽計等／拒まれたが反復／金銭等利益供与等により面会要求することを処罰（13～15歳は5歳以上年長者が処罰対象）

※ その結果、わいせつの目的で会うことも処罰

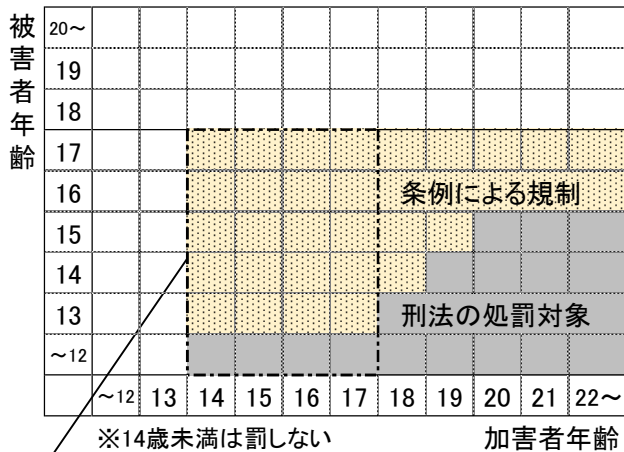
② 16歳未満に対し、性交等をする姿、性的な部位を露出した姿などの写真や動画を撮影して送るよう要求する行為を処罰（13～15歳は5歳以上年長者が処罰対象）

### 4 性犯罪についての公訴時効期間の延長〔刑事訴訟法の一部改正〕 5年延長

### 5 施行期日 令和5年7月13日

※ 上記に加え、撮影罪を新設〔関連する法律の制定〕（盗撮、子供の性的姿態の撮影等を処罰）

## 【参考2】条例と刑法の適用年齢イメージ図



#### 【条例】

- 淫行・わいせつ行為の勧誘等禁止
- 性的な画像等の要求行為の禁止

#### 【児童ポルノ禁止法】

- 児童ポルノ製造罪
- ※ 被害者18歳未満

#### 【刑法】

- 面会要求罪
- 映像送信要求罪
- ※ 被害者16歳未満（13～15歳は加害者が5歳以上年長の場合）

#### 【条例】

18歳未満加害者の罰則適用除外

## 【参考3】検察意見の概要

条例の淫行・わいせつ罪には未遂処罰がない中、淫行・わいせつ行為の実行に至る準備的行為として、淫行等目的で面会を要求する行為を処罰対象とすることに疑問が示された。

|                    | 準備・予備的行為 |            | 未遂（実行着手）       | 既遂（結果発生） |
|--------------------|----------|------------|----------------|----------|
|                    | 面会要求     | 面会要求の結果、面会 |                |          |
| 刑法（面会要求罪）          | 面会要求     | 面会要求の結果、面会 | 不同意性交未遂        | 不同意性交既遂  |
| 見直し前の条例検討案（面会要求規制） | 面会要求     | 面会要求の結果、面会 | 淫行未遂（未遂処罰規定なし） | 淫行既遂     |

※ 網掛けセルは処罰対象。白抜きセルは処罰なし。

条例検討案は、処罰対象の連続性がない